

県職員の出勤削減の強化について

職員^①の在宅勤務の活用等により出勤者の削減を推進するため、緊急事態宣言期間は、本庁△7割、地方機関△5割^②を目指し取組を強化

※令和2年の緊急事態宣言期間（R2.4.14～R2.5.21）の出勤率と同水準（出勤削減率の最も高かった期間）

本庁△65.8% 地方機関△53.9%

[直近の削減状況]（R3.6.21～R3.8.6）

本庁△40.4% 地方機関△35.7%

・新型コロナウイルス感染症対策業務等に従事する職員を除く職員（県立病院、警察、県立学校を除く）を対象として実施

1 全職員に対する「知事メッセージ」の発信

○在宅勤務の活用等による出勤削減の要請について、全職員に対する一斉メールを発信

2 在宅勤務推進のための庁内放送の実施

○本庁及び県民局・県民センター等において毎週実施

3 オンライン会議・打合せの推進

○庁外・外部との会議等は、可能な限りオンライン（TV会議システム等）で実施
○庁内の打合せ等は、在宅勤務を前提にオンラインを積極的に活用して実施

4 仕事の進め方の見直し

○在宅勤務システム（テレワーク兵庫）・サテライトオフィスの活用促進
○在宅勤務等テレワークを前提とした資料のデータ化・ペーパーレス化等の推進

5 出勤削減状況の公表

○本庁及び地方機関の出勤削減状況を、県HPで毎週公表